

第32条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))」を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおいて、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。)を定期的に開催すること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者の周知徹底を図ること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要ならぬ整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))」を加える。

第41条第4項において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われ得る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要の方針の範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するために、第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第1項に次のたし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第6号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項の表特別養護老人ホームの項を次のように改める。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 特別養護老人ホーム | 生活相談員 | 生活相談員 |
| | 栄養士 | 栄養士 |
| | 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員 |
| | 調理員 | 調理員 |
| | 事務員その他の職員 | 事務員その他の職員 |

第48条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))」を加える。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第51条第4項第1号中「入居定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から(ケ)までとする。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条、第32条の2」を「第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則
(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想
 定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書
 面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識するこ
 りができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
 れるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下
 「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、
 又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、
 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができ
 ない方法を用いる。)によるこのことができる。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31
 日」に改める。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条
 例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 運営に関する基準(第13条-第31条)」を「第4章 運営に関
 する基準(第13条-第31条)」に改める。

3 第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必
 要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じな
 ければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら
 れるよう連携を努めなければならない。
 第13条第16項の表養護老人ホームの項を次のように改める。

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 養護老人ホーム | 生活相談員 | 生活相談員 |
| | 栄養士 | 栄養士 |
| | 調理員 | 調理員 |
| | 事務員その他の職員 | 事務員その他の職員 |

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器
 (第25条第2項第1号、第30条第1項第3号及び第30条の2第1号において「テ
 レビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第24条第3項において後段として次のように加える。
 この場合、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護
 福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資
 格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研
 修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。
 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行わ
 れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範
 囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化
 等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。
 (業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対す
 る処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下
 この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要
 な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続
 計画の変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと
 ができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防
 及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第30条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと
 ができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条の次に次の1条を加える。
 (虐待の防止)

第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ
 る措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおいて、職員に對し、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおいて、虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に對し、虐待の防止のための研修を定期的
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則
(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等）によるものについては、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）により行うことができる。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第3条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 運営に関する基準（第12条—第35条）」を「第4章 運営に関する基準（第12条—第35条）」に改める。

第36条 第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な整備を行うとともに、その職員に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条 第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条 第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携し努力しなければならない。

第17条 第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第25条第3項以後段として次のように加える。））」を加える。

第25条 第3項において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に對し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条 第1項を加える。サービスの提供を確保する観点から、職場において行われ得る必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に對し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条 第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。））」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。

第29条 第1項を加える。規

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条 第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。））」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等）によるもの（次項の規定を除外する。）で行うこと（以下この条において「書面」という。）は、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第272条-第278条）」を「第4節 運営に関する基準（第272条-第278条）」に改める。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はま

- ん延しないよ、に、次に掲げ、る措置を講じなけられ、ば、なら、ない。
 (1) (1) を検討する。委員等以上開催する。この指針を整備すること。
 (2) (2) 当該指針を定めること。
 (3) (3) 当該指針を定めること。
 第34条の2 訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。この指針を定めること。
 (1) (1) 当該指針を定めること。
 (2) (2) 当該指針を定めること。
 (3) (3) 当該指針を定めること。
 (4) (4) 当該指針を定めること。
 第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 (8) (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第57条の次に次の1号を加える。
 (勤務体制の確保等)
 第57条の2 訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な訪問入浴介護を提供できるよう、訪問入浴介護事業者の勤務の体制を定めること。
 2 指針を定めること。
 3 指針を定めること。
 4 指針を定めること。
 第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。
 第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第38条(第4項を除く。)、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第4項を除く。)」を加える。
 第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 (7) (7) 当該指針を定めること。
 第85条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと)」が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。
 第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 (6) (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。
 (4) (4) 当該指針を定めること。
 (5) (5) 当該指針を定めること。
 (6) (6) 当該指針を定めること。

居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として情報提供又は助言の内容を記載した項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかにかん診の記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項の後段と次項を削除する。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定期間を定め、指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行なわれる作業の性質等、又はより優れた通所介護従業者の就業環境を確保することを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講じよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」と改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を用いて行うことができるものとする。）を開催し、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

第111条の2（地域との連携等）

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に、関し、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対する指指定通所介護の提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外

第114条中「第28条」の次に「第32条の2」を加え、「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条、第40条の2」に改め、「第107条」と、「第40条の2第1号」と並びに「第3号」を加え、「第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とあるのを削る。

第116条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第37条から第39条第1項」及び「第34条」を「、第34条第1項、第37条、第38条、第40条の2第2項、第34条第1項、第108条及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第136条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とあるのを削る。

第144条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (業務継続計画の策定等)
- 第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する業務再開を図るための入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期業務再開を策定し、当該業務継続計画に必要措置を講じなければならぬ。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の1項を加えるものとする。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に対して徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 第55条の4に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指針を添付し、かつ、これと関係者に自由に閲覧させること。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の人に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供を行うよう努めなければならない。
- 第55条の10の次に次の1項を加える。
- (虐待の防止)
- 第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。
- 第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第73条の次に次の1項を加える。
- (勤務体制の確保等)
- 第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場における性的な言動又は優越的関係と背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。
- 第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第

護老福社施設定及びユニッ ト型指 定介 護老 人福 社施 設は、 入所 者の 栄養 状態 の維 持及 び改 善を 図り、 自 立し た日 常生 活を 営む こゝが でき るよ う、 各入 所者 の状 態に 応じ た栄 養管 理を 計画的 に行 っな ければ なら ない。
 (口 腔衛 生の 管理)
 第 22 条の 3 指 定介 護老 人福 社施 設は、 入所 者の 口腔 の健 康の 保持 を図 り、 自 立し た日 常生 活を 営む こゝが でき るよ う、 口 腔衛 生の 管理 体制 を整 備し、 各入 所者 の状 態に 応じ た口 腔衛 生の 管理 を計 画的 に行 っな ければ なら ない。
 第 29 条中 第 8 号を 第 9 号と し、 第 7 号の 次を 第 1 号を 加える。
 (8) 第 30 条第 3 項の 後段 とし、 当該 指 定介 護老 人福 社施 設は、 全 ての 従 業者 (看 護師、 准看 護師、 介護 福祉 士、 介 護支 援専 門員、 法 第 8 条第 2 項に 規定 する 政 令で 定め る者 等) の資 格を 有す る者 に対 し、 認 知症 介護 に係 る基 礎的 な研 究修 講を受 講させ るた めに 必要 な措 置を 講 じな ければ なら ない。
 第 30 条に 次を 加える。
 4 指 定介 護老 人福 社施 設は、 適 切な 指 定介 護福 社施 設サ ービス の提 供を 確保 する 観点 から、 上 必要 かつ 相当 な範 囲を 超え たもの によ り従 業者 の就 業環 境が 害さ れる こと を防 止す るた めに 必要 な措 置を 講 じな ければ なら ない。
 第 30 条の 次を 加える。
 (業 務継 続計 画の 策定 等)
 第 30 条の 2 指 定介 護老 人福 社施 設は、 感 染症 や非 常災 害の 発生 時にお いて、 入所 者 に対 する 指 定介 護福 社施 設サ ービス の提 供を 継続 的に 実施 し、 及 び非 常時 の体制 で早 期の 業務 再開 を図 るた めに 必要 な措 置を 講 じな ければ なら ない。
 2 指 定介 護老 人福 社施 設は、 従 業者 に対 し、 業 務継 続計 画に 従い 必要 な措 置を 講 じな ければ なら ない。
 3 指 定介 護老 人福 社施 設は、 定 期的 に業 務継 続計 画の 見直 しを行 い、 必要 に応 じて 業 務継 続計 画の 変更 を行 うもの とす る。
 第 32 条中 第 3 項を 第 4 項と し、 第 2 項の 次を 第 1 項を 加える。
 3 指 定介 護老 人福 社施 設は、 前 項に 規定 する 訓練 の実施 に当 たつ て、 地 域住 民の 参加 が得 られ るよ う連 携に 努め なければ なら ない。
 第 33 条第 2 項第 1 号中 「委員 会」 の次を 「(テレ ビ電話 装置 等を 活用 して行 うこと ができ るもの とす る。)」 を加え、 同 項第 3 号中 「研 修」 の次を 「並 びに 感 染症 の予 防に 及 びま ん延 の防 止の た めに 必要 な訓 練」 を加え、 同 項第 4 号中 「及 び」 を 「又 は」 に改 める。
 第 35 条に 次を 加える。
 2 指 定介 護老 人福 社施 設は、 前 項に 規定 する 事項 を記 載し た書 面を 当該 指 定介 護老 人福 社施 設に 備え 付け、 かつ、 こ れを いつ ても 関係 者に 自由 に閲 覧さ せる こと により、 同 項の 規定 による 掲 示に 代え るこ とが でき る。
 第 41 条第 1 項第 3 号中 「委員 会」 の次を 「(テレ ビ電話 装置 等を 活用 して行 うこと ができ るもの とす る。)」 を加え、 同 項に 次を 加える。
 (4) 前 3 号に 掲 げる 措 置を 適 切に 実施 する た めの 担 当者 を置 くこと。
 第 41 条の 次を 加える。
 (虐 待の 防 止)
 第 41 条の 2 指 定介 護老 人福 社施 設は、 虐 待の 発生 又は その 再 発を 防 止す るた め、 次 に掲 げる 措 置を 講 じな ければ なら ない。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第43条に次の2項を加える。医療施設は、入院患者の人権の擁護、入院患者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 第44条第2項第1号中「入院患者の定員は」の次に「、原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。
 第45条第2項第1号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。
 第46条第2項第1号中「入院患者の定員は、」の次に「原則として」を、「以下」の次に「とし、15人を超えないもの」を加え、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。
 第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。
 第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第53条第4項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 第53条に次の1項を加える。
 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上、必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。
 本則に次の1章を加える。
 第6章 雑則
 (電磁的記録等)
 第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第55条において準用する場合を含む。))及び第14条第1項(第55条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
 附則第9条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
 附則第10条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上
 附則第11条及び第12条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
 (熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)
 第9条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年熊本県条例第15号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第3節 運営に関する基準(第47条-第55条)」を「第3節 運営に関する基準(第47条-第55条)」に改める。
 第56条)に改める。
 第3条に次の2項を加える。
 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な

- 体制を整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「介護医療院（ユニット型介護医療院（第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。
- 第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
- 第17条第6項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。
- 第20条の次に次の2条を加える。
- 第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
- （口腔衛生の管理）
- 第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第30条第3項以後として次のように加える。
- この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 第30条に次の1項を加える。
- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相対的な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第30条の次に次の1条を加える。
- （業務継続計画の策定等）
- 第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第32条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のために必要な訓練」を加える。
- 第35条に次の1項を加える。
- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第40条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第40条の次に次の1条を加える。
- （虐待の防止）
- 第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、

第5条（新設の施設）
 第6条（新設の施設）
 第7条（新設の施設）
 第8条（新設の施設）
 第9条（新設の施設）
 第10条（新設の施設）
 第11条（新設の施設）
 第12条（新設の施設）
 第13条（新設の施設）
 第14条（新設の施設）
 第15条（新設の施設）
 第16条（新設の施設）
 第17条（新設の施設）
 第18条（新設の施設）
 第19条（新設の施設）
 第20条（新設の施設）
 第21条（新設の施設）
 第22条（新設の施設）
 第23条（新設の施設）
 第24条（新設の施設）
 第25条（新設の施設）
 第26条（新設の施設）
 第27条（新設の施設）
 第28条（新設の施設）
 第29条（新設の施設）
 第30条（新設の施設）
 第31条（新設の施設）
 第32条（新設の施設）
 第33条（新設の施設）
 第34条（新設の施設）
 第35条（新設の施設）
 第36条（新設の施設）
 第37条（新設の施設）
 第38条（新設の施設）
 第39条（新設の施設）
 第40条（新設の施設）
 第41条（新設の施設）
 第42条（新設の施設）
 第43条（新設の施設）
 第44条（新設の施設）
 第45条（新設の施設）
 第46条（新設の施設）
 第47条（新設の施設）
 第48条（新設の施設）
 第49条（新設の施設）
 第50条（新設の施設）
 第51条（新設の施設）
 第52条（新設の施設）
 第53条（新設の施設）
 第54条（新設の施設）
 第55条（新設の施設）
 第56条（新設の施設）
 第57条（新設の施設）
 第58条（新設の施設）
 第59条（新設の施設）
 第60条（新設の施設）
 第61条（新設の施設）
 第62条（新設の施設）
 第63条（新設の施設）
 第64条（新設の施設）
 第65条（新設の施設）
 第66条（新設の施設）
 第67条（新設の施設）
 第68条（新設の施設）
 第69条（新設の施設）
 第70条（新設の施設）
 第71条（新設の施設）
 第72条（新設の施設）
 第73条（新設の施設）
 第74条（新設の施設）
 第75条（新設の施設）
 第76条（新設の施設）
 第77条（新設の施設）
 第78条（新設の施設）
 第79条（新設の施設）
 第80条（新設の施設）
 第81条（新設の施設）
 第82条（新設の施設）
 第83条（新設の施設）
 第84条（新設の施設）
 第85条（新設の施設）
 第86条（新設の施設）
 第87条（新設の施設）
 第88条（新設の施設）
 第89条（新設の施設）
 第90条（新設の施設）
 第91条（新設の施設）
 第92条（新設の施設）
 第93条（新設の施設）
 第94条（新設の施設）
 第95条（新設の施設）
 第96条（新設の施設）
 第97条（新設の施設）
 第98条（新設の施設）
 第99条（新設の施設）
 第100条（新設の施設）

| | | |
|---|---|---|
| 新特別養護老人ホーム 基準条例第36条第4 項第1号及び第51条 第4項第1号 | 入所定員 | 入居定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新特別養護老人ホーム基準条例第12 条第1項第4号 第41条第2項（第53条において準 ずる場合を含む。） |
| 新居宅サービス等基準 条例第173条第6項 第1号 | 入所定員 | 利用定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新居宅サービス等基準条例第150条 第1項第3号 第181条第2項 |
| 新介護予防サービス等 基準条例第156条第 6項第1号 | 入所定員 | 利用定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新介護予防サービス等基準条例第13 2条第1項第3号 第160条第2項 |
| 新介護老人保健施設基 準条例第45条第2項 第1号 | 入所定員 | 入居定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新介護老人保健施設基準条例第4条第 1項第2号 第52条第2項 |
| 新介護療養型医療施設 基準条例第44条第2 項第1号、第45条第 2項第1号及び第46 条第2項第1号 | 入所定員 | 入院患者の定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新介護療養型医療施設基準条例第4条 第1項第2号及び第3号、同条第2項 第2号及び第3号、同条第3項第2号 及び第3号、附則第2条第2号、附則 第3条、附則第9条並びに附則第10 条第2号及び第3号 第53条第2項 |
| 新介護医療院基準条例 第46条第2項第1号 | 入所定員 | 入居者の定員 |
| | 新指定介護老人福祉施設 基準条例第5条第1項第 3号 第53条第2項 | 新介護医療院基準条例第4条第1項第 2号及び第3号並びに第6項第2号 第53条第2項 |

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、病室（この施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この施行において「居室等」という。）であつて、第1条第36条第4項第1号ア（オ）及び第51条第4項第1号ア（オ）、第4条の規定による改正前の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第173条第6項第1号ア（エ）、第5条の規定による改正前の熊本県指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第156条第6項第1号ア（エ）、第6条の規定による改正前の熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項第1号ア（エ）並びに第8条の規定による改正前の熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項第1号ア（エ）に規定する要件を満たしている居室等）については、なお従前の例による。

9 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第55条の2（新介護療養型医療施設基準条例第20条の2（新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とある。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の次項を加える。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこととする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 第36条に次の1項を加える。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第36条の次に次の1条を加える。
- (身体的拘束等の禁止)
- 第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第41条の次に次の1条を加える。
- (虐待の防止)
- 第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。
- 第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。
- 第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。
- 第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。
- 第70条に次の1項を加える。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係の背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第72条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第73条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及

び定期的延の実施の防止のため研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を
 第74条に次に加える。前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業
 2 業所に備え付け、こをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項
 の規定による代えをこがでる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第3号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2
 第2項」に改める。

第78条第2項第3号中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第3
 8 条(第2項を除く。)まで」に、「第41条の2」に改める。

第87条第2項の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。て
 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が、提供する指定生活介護を受け
 通常の仕事所を希望する場合は、前項の支、援が終了した日以後速やかに当該指定就
 支援の利便を希望する場合は、前項の支、援が終了した日以後速やかに当該指定就
 定着の支、援を受けられよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支、援事
 業者との連絡調整を努力せよ、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支、援事
 業者第92条第2項中「第4項」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「第4項」を「第94条第1項」に改める。

を講ずるよ、第94条第1項に改める。

の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の
 ため、当該指定生活介護事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及
 びまん延の防止のため、研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を
 定期的実施すること。

第94条に次に加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業
 業所に備え付け、こをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項
 の規定による代えをこがでる。

第95条第3号中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第
 5号まで」を「第37条、第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第1
 5号まで」に改める。

第95条第5号中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から
 第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」
 を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条第4号中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第7
 5条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条(第1項及び第2項を除く。)」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第
 77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第1
 49条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号」を「から第5号
 まで」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第9
 4条第1項中」に改める。

第149条第4号中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条か
 ら第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第3号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」
 を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1
 項中」に改める。

第159条第4号中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第7
 5条」を削る。

第160条中「第206条」を「第204条」に改める。

第163条第4項を第5項とし、第6項を第5項とする。

第170条の見出し中「支、援」を「支、援等」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支、援
 支援の利便を希望する場合は、前項の支、援が終了した日以後速やかに当該指定就
 定着の支、援を受けられよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支、援事
 業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第
 77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第1

就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならぬ。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要なる措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1項を加える。

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に對する施設の障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条中第3項第4項と第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第59条の次に次の1項を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条第3項は、第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

- 困を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。
- 第25条の次に1条を加える。
- (業務継続計画の策定等)
- 第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 第28条に次の1項を加える。
- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第2章中第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。
- (虐待の防止)
- 第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第44条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たな雇用された障害者が、指定就労定着支援(熊本県指定障害福祉サービスの事業等)の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。
- 第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 第50条、第55条及び第60条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。
- 第63条中、第6項を削り、第7項を第6項とする。
- 第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。
- 第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第3項第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しななければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しななければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相応な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めおかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームによってサービスを提供しなければならない。福祉ホームは、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(非常災害対策)」を付し、同条

「掲げる」に改める。
別表第2備考中「、第25号」を削る。
附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現行水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第38号の2若しくは第66号の2に掲げる施設（建設に伴う関係政令の整備に關する政令（令和2年政令第21号）の施行の日以前において特定施設であつたものを除く。）を設置する工場又は事業場の排水を排出する工場又は事業場の当該施設以外の特定施設が設置されているときは、この限りでない。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第3号中「」をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条に次の2号を加える。
 - (6) 自転車貸付業者が自転車の貸付けを業とする者をいう。
 - (7) 自転車損害賠償保険等が自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。
- 第3条中「及び自転車小売業者」を「、自転車小売業者及び自転車貸付業者」に改める。
- 第5条第4項を削る。
- 第8条第2項を次のように改める。
 - 2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。
- 第9条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
- 第10条第1項中第19条第1項、第12条を第18条とし、第11条を第17条とする。
- 同条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。
 - 第10条 自転車貸付業者は、自転車の借受人が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
 - （自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入）
 - 第11条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したときに生じた損害を賠償する責任を負う場合による損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等（生命身体）」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
 - 2 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用によって他人の財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等（財産）」という。）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
 - （保護者の自転車損害賠償保険等への加入）
 - 第12条 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
 - 2 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
 - （事業者の自転車損害賠償保険等への加入）
 - 第13条 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
 - 2 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該事

業者以外に、この条例は、令和3年10月1日から施行する。

業者が講じらなければならない。ただし、当該自転車貸付業者の損害賠償等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第14条 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者の損害賠償等（生命身体）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（財産）に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者の損害賠償等（財産）への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車の購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）に加入していることを確認できないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等（生命身体）への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（生命身体）の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則
この条例は、令和3年10月1日から施行する。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第22号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。
第8条第1項第3号中「第52条第4項及び」を「第52条第4項及び第5項並びに」に改める。

附 則
この条例は、令和3年6月9日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第23号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「及び」の次に「第5項並びに」を加える。
第4条第5号ア中「及び第12条第2項第3号」を「、第12条第2項第3号及び第13条第1項」に改める。
第10条に次の1項を加える。

5 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。

5 第10条第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第10条第5項中「事業報告書等又は役員名簿」とあるのは、「第3条第2項第5号若しくは第6号（これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項第4号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第13条第1項中「書類（」の次に「同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「これらの書類」の次に「(第2号に掲げる書類(第3条第2項第5号及び第6号(これらの規定を第9条第5項において準用する場合を含む。))に掲げるものに限る。)、第3号及び第4号に掲げる書類並びに第7号に掲げる書類(第12条第2項第4号に掲げるものに限る。))については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例
熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例(平成21年熊本県条例第45号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例
熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第13条第3項中「1月(工作物の設置を目的とする占用にあつては3年)」を「10年」に改める。
別表第2備考第6号中「単価」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表(第2条関係)

| 占用物件 | 単位 | 占用料 | | |
|--------------------|--------------|-------|-------|-------|
| | | 所在地 | | |
| | | 甲地 | 乙地 | 丙地 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 1本につき1年 | 690 | 630 | 610 |
| 第一種電柱 | | | | |
| 第二種電柱 | | 1,100 | 970 | 940 |
| 第三種電柱 | | 1,400 | 1,300 | 1,300 |
| 第一種電話柱 | | 620 | 560 | 550 |
| 第二種電話柱 | | 990 | 900 | 880 |
| 第三種電話柱 | | 1,400 | 1,200 | 1,200 |
| その他の柱類 | | 62 | 56 | 55 |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 6 | 6 | 5 |
| 地下に設ける電線その他の線類 | | 4 | 3 | 3 |
| 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 600 | 550 | 540 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--|------------------------------|------------------------------|-------|-------|-----|
| | 地下に設ける変圧器 | | 占用面積 1平方メ ートルに つき1年 | 370 | 340 | 330 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | 1個につ き1年 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | | 520 | 470 | 460 | |
| | 広告塔 | | 表示面積 1平方メ ートルに つき1年 | 2,200 | 900 | 590 | |
| | その他のもの | | 占用面積 1平方メ ートルに つき1年 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | |
| 法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件 | 外径が0.07メートル未満のもの | | 長さ1メ ートルに つき1年 | 26 | 24 | 23 | |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | | 37 | 34 | 33 | |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | | 55 | 51 | 49 | |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | | 74 | 68 | 66 | |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | | 110 | 100 | 99 | |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | | 150 | 140 | 130 | |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | | 260 | 240 | 230 | |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | | 370 | 340 | 330 | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | | 740 | 680 | 660 | |
| 法第32 条第1項 第3号に 掲げる施 設 | 自動運行補助施設 | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 | 地下に設けるもの | 長さ1メ ートルに つき1年 | 4 | 3 | 3 |
| | | | その他のもの | | 12 | 11 | 11 |
| | | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | | 1本につ き1年 | 990 | 900 | 880 |
| | | その他のもの | 上空に設けるもの | 占用面積 1平方メ ートルに つき1年 | 620 | 560 | 550 |
| | | 地下に設けるもの | | 370 | 340 | 330 | |

| | | | | | | |
|---------------------|------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------|--------|--------|
| | | けるもの | | | | |
| | その他のもの | | | 1, 200 | 1, 100 | 1, 100 |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | | | 占用面積 | 1, 200 | 1, 100 | 1, 100 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | 1平方メートルにつき1年 | Aに0.005を乗じて得た額 | | |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 | | |
| | | 階数が3以上のもの | | Aに0.01を乗じて得た額 | | |
| | 上空に設ける通路 | | | 1, 100 | 450 | 300 |
| | 地下に設ける通路 | | | 670 | 270 | 180 |
| | その他のもの | | | 1, 200 | 1, 100 | 1, 100 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積 1平方メートルにつき1日 | 22 | 9 | 6 |
| | その他のもの | | 占用面積 1平方メートルにつき1月 | 220 | 90 | 59 |
| 令第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積 1平方メートルにつき1月 | 220 | 90 | 59 |
| | | その他のもの | 表示面積 1平方メートルにつき1年 | 2,200 | 900 | 590 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 990 | 900 | 880 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 22 | 9 | 6 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 220 | 90 | 59 |
| | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積 1平方メートルにつき1日 | 22 | 9 | 6 |
| | | その他のもの | その面積 1平方メートルにつき1月 | 220 | 90 | 59 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 2,200 | 900 | 590 |
| | | その他のもの | | 1,100 | 450 | 300 |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | | | 占用面積 | 1, 200 | 1, 100 | 1, 100 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | 1平方メートルにつき1年 | Aに0.033を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 | | | 占用面積 | 220 | 90 | 59 |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 条第5号に掲げる工事用材料 | 1平方メートルにつき1月 | | | | |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | 120 | 110 | 110 | |
| 令第7条第8号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.019を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.023を乗じて得た額 | | |
| | 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの | 階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの | Aに0.005を乗じて得た額 | | |
| | | | Aに0.008を乗じて得た額 | | |
| | | | Aに0.01を乗じて得た額 | | |
| その他のもの | | Aに0.033を乗じて得た額 | | | |
| 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.019を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 | Aに0.013を乗じて得た額 | Aに0.016を乗じて得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 その他のもの | | Aに0.023を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.019を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.023を乗じて得た額 | | |
| | その他のもの | | Aに0.033を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第12号に掲げる器具 | | | Aに0.033を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第13号に掲げる施設 | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの | | Aに0.016を乗じて得た額 | Aに0.019を乗じて得た額 | Aに0.023を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.023を乗じて得た額 | | |
| | その他のもの | | Aに0.033を乗じて得た額 | | |

別表備考第2号(2)中「、水俣市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表(以下「新別表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占有に係る占用料について適用し、施行日以前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は同法第35条の規定による同意(以下「同意」という。)を得て道路の占有をしている工作物、物件又は施設(施行日において許可を受け、又は同意を得たものを含む。以下「既存占有物件」という。)に対して徴収すべき令和3年度の占用料の額は、既存占有物件について新別表の規定を適用して算定した占用料の額が改正前の別表の規定を適用して算定した占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第27号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の3の表を次のように改める。

3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

| 区分 | 単位 | 所在地及び金額 | | | |
|-------------------------|--------------|---------|---------|--------|--------|
| | | 熊本市 | 上益城郡益城町 | 八代市 | 水俣市 |
| 電柱 | 1本1年につき | 1,100円 | 1,100円 | 970円 | 940円 |
| 電話柱 | 1本1年につき | 650円 | 620円 | 560円 | 550円 |
| 支線柱 | 1本1年につき | 65円 | 62円 | 56円 | 55円 |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 1メートル1年につき | 7円 | 6円 | 6円 | 5円 |
| 地下に設ける電線その他の線類 | 1メートル1年につき | 4円 | 4円 | 3円 | 3円 |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個1年につき | 1,300円 | 1,200円 | 1,100円 | 1,100円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 1個1年につき | 550円 | 520円 | 470円 | 460円 |
| 鉄塔 | 1平方メートル1年につき | 1,300円 | 1,200円 | 1,100円 | 1,100円 |
| 水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの | 1メートル1年につき | 27円 | 26円 | 24円 | 23円 |
| 未満のもの | 1メートル1年につき | 39円 | 37円 | 34円 | 33円 |
| その他これらに類するもの | 1メートル1年につき | 59円 | 55円 | 51円 | 49円 |
| 未満のもの | 1メートル1年につき | 78円 | 74円 | 68円 | 66円 |
| 未満のもの | 1メートル1年につき | 120円 | 110円 | 100円 | 99円 |
| 未満のもの | 1メートル1年につき | 160円 | 150円 | 140円 | 130円 |

| | | | | | | |
|--|--------------|------|------|------|------|--|
| メートル未満のもの | | | | | | |
| 外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 1メートルにつき | 270円 | 260円 | 240円 | 230円 | |
| 外径0.7メートル以上1メートル未満のもの | 1メートルにつき | 390円 | 370円 | 340円 | 330円 | |
| 外径1メートル以上のもの | 1メートルにつき | 780円 | 740円 | 680円 | 660円 | |
| 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。） | 1平方メートル1日につき | 31円 | 24円 | 9円 | 6円 | |
| 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。） | 1平方メートル1日につき | 29円 | 22円 | 9円 | 6円 | |
| その他の物件 | 1平方メートル1月につき | 290円 | 220円 | 90円 | 59円 | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の3の表（以下「新別表第1の3の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る使用料について適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け都市公園を占有している工作物、物件又は施設（施行日において許可を受けたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に対して徴収すべき令和3年度の使用料の額は、既存占用物件について新別表第1の3の表の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第1の3の表の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

| | |
|--|-----|
| | 使用料 |
|--|-----|

| 区分 | 単位 | 所在地 | | | | |
|--|---------------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 第1級地 | 第2級地 | 第3級地 | 第4級地 | |
| 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 | 第一種電柱 | 1本につき | 730 | 690 | 630 | 610 |
| | 第二種電柱 | 1年 | 1,100 | 1,100 | 970 | 940 |
| | 第三種電柱 | | 1,500 | 1,400 | 1,300 | 1,300 |
| | 第一種電話柱 | | 650 | 620 | 560 | 550 |
| | 第二種電話柱 | | 1,000 | 990 | 900 | 880 |
| | 第三種電話柱 | | 1,400 | 1,400 | 1,200 | 1,200 |
| | その他の柱類 | | 65 | 62 | 56 | 55 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき | 7 | 6 | 6 | 5 |
| | 地下に設ける線類 | 1年 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | その他の線類 | | | | | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき 1年 | 640 | 600 | 550 | 540 |
| | 地下に設ける変圧器 | 使用面積1平方メートルにつき 1年 | 390 | 370 | 340 | 330 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき 1年 | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,100 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 550 | 520 | 470 | 460 |
| 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき 1年 | 2,900 | 2,200 | 900 | 590 | |
| その他のもの | 使用面積1平方メートルにつき 1年 | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | |
| 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき | 27 | 26 | 24 | 23 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 1年 | 39 | 37 | 34 | 33 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 59 | 55 | 51 | 49 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 78 | 74 | 68 | 66 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 120 | 110 | 100 | 99 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 160 | 150 | 140 | 130 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 270 | 260 | 240 | 230 |
| | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの | | 360 | 350 | 330 | 320 |

| | | | | | | | |
|--|--------------------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|-----|
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 390 | 370 | 340 | 330 | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 780 | 740 | 680 | 660 | |
| 通路、浄化槽その他これらに類する施設 | 上空に設ける通路 | 使用面積1平方メートルにつき1年 | 1,500 | 1,100 | 450 | 300 | |
| | 地下に設ける通路 | | 880 | 670 | 270 | 180 | |
| | その他のもの | | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | |
| 露店、商品置場その他これらに類する施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 使用面積1平方メートルにつき1日 | 29 | 22 | 9 | 6 | |
| | その他のもの | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 290 | 220 | 90 | 59 | |
| 看板、標識、旗幟、幕及びアーチ | 看板（アーチであけるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 290 | 220 | 90 | 59 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 2,900 | 2,200 | 900 | 590 |
| | 標識 | 1本につき1年 | 1,000 | 990 | 900 | 880 | |
| 旗幟 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 29 | 22 | 9 | 6 | |
| | その他のもの | 1本につき1月 | 290 | 220 | 90 | 59 | |
| 幕（工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設であけるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 29 | 22 | 9 | 6 | |
| | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 290 | 220 | 90 | 59 | |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 2,900 | 2,200 | 900 | 590 |
| 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料 | その他のもの | | 1,500 | 1,100 | 450 | 300 | |
| | | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 290 | 220 | 90 | 59 | |

別表第2備考第2号(3)中「、水俣市」を削り、同号(4)中「天草市、上天草市」を「水俣市、天草市、上天草市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2(以下「新別表第2」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けたものを含む。以下「既存使用物件」という。)に対して徴収すべき令和3年度の使用料の額は、既存使用物件について改正前の別表第2の規定及び新別表第2の規定を適用して算定した使用料の額が改正前の別表第2の規定を適用して算定した使用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を超える場合は、当該調整額とする。

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例

(熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正)

第1条 熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第2条 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を次のように改正する。
第13条中「英資金が到来した育英資金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

(熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和49年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正)

第4条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成22年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第5条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を次のように改正する。

第10条中「が到来した通学支援奨学金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第3条及び第4条並びに次項の規定は令和3年4月1日から、その他の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第11条第1項の規定及び第4条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息又は延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条及び第5条の規定の施行の際現に育英資金又は通学支援奨学金の貸与の決定を受けている者に係る延滞利息については、第2条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条及び第5条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第30号

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例

県民を振り込め詐欺被害から守る条例(平成21年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
県民を特殊詐欺被害から守る条例

本則（第2条第1項を除く。）中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「特殊詐欺」とは、詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）若しくは電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により財物を交付させ、若しくは財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗（同法第235条の罪をいう。）、強盗（同法第236条の罪をいう。）若しくは恐喝（同法第249条の罪をいう。）に当たる行為をすることをいう。

第2条第2項から第5項までを削り、同条第6項第2号中「エー・ティー・エム」の次に「（現金自動預入払出兼用機をいう。以下同じ。）」を加え、同項第5号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第15条中「第2条第6項第5号」を「第2条第2項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第9号作業の項中「指定感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年2月13日から適用する。